

# 鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業実施要領

制 定 平成29年3月23日付第201600189232号  
最終改正 令和8年3月30日付第202500317728号  
鳥取県農林水産部長通知

## 第1 趣旨

森林整備の担い手である林業労働者の技術・技能の向上、労働安全衛生環境の整備、福利厚生の実施等を図ることにより、労働者を育成・確保することを目的とし、事業の実施に当たっては、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）及び鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業費補助金交付要綱（平成29年3月23日付第201600189208号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

## 第2 定義

### 1 林業労働者

この要領において、「林業労働者」とは、造林、保育、伐採その他の森林における施業（以下「森林施業」という。）に従事する労働者をいう。

### 2 林業事業体

この要領において、「林業事業体」とは、林業労働者を雇用して森林施業を行う者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。）の組織する団体
- (2) 造林業、育林業又は素材生産業を営む者
- (3) 前号に掲げる者の組織する団体
- (4) 前3号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる一般社団法人、一般財団法人及び特定地域づくり事業協同組合

### 3 個人事業者

この要領において、「個人事業者」とは、法人化をせずに自ら継続的に森林施業を行い、それにより所得を得ており、かつ、それについて確定申告している個人（予定者を含む。）をいう。

## 第3 事業の内容

本事業の内容は次のとおりとする。

### 1 新規就業支援事業

#### (1) 技術習得支援事業

林業労働者として必要な基礎的技能を習得させるため、継続的・段階的な実地研修を行う。

#### ア 助成対象

次の要件を全て満たす林業事業体に対して助成対象とする。

- (ア) 県内に事務所を有すること。
- (イ) 林業部門の収支状況が明らかにできること。
- (ウ) 実地研修に必要な事業地、機材、講師等を確保できること。
- (エ) 内部講師には県及び公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団（以下「育成財団」という。）等が実施する指導者育成研修（コーチング研修、フォレストリーダー研修、フォレストマネージャー研修等）を受講したものであるとともに、事業主は林業労働に関する調査に協力すること。

#### イ 研修の対象者

次に掲げる者であって、それぞれに掲げる条件を全て満たすとともに、研修経費を助成の対象とする他の補助事業による助成を受けていない者とする。

- (ア) 新規就業者

- a 林業事業体が月給制又は日給制の月払いで雇用している林業労働者であること。
- b 林業事業体に就業後4年目から5年目までの者で、本事業による研修を受けることが必要と認められる者であること。

なお、鳥取県版緑の雇用支援事業実施要領（平成29年3月23日付第201600189232号鳥取県農林水産部長通知。以下「緑の雇用実施要領」という。）に基づく未来を担う林業人材育成研修（1～3年目）、「緑の雇用」新規就業者育成推進事業のフォレストワーカー（林業作業士）の研修生（研修修了生は除く。）は対象者に認めない。

（イ）新規参入事業体における作業員

- a 初めて林業に参入する事業体であって、森林施業技術を有する者を雇用していない事業体に属する者であること。
- b 既に他業種の作業員として雇用されている者で、今まで林業従事の経験がないこと。

ウ 補助対象となる研修内容

（ア）新規就業者

- a 森林施業を実施するために必要な機械・器具の使用等に係る技術・技能を習得するための、現場における実技訓練及び講習を実施する。
- b 研修の期間は、新規就業者1人当たり年間100日以内とする。

（イ）新規参入事業体における作業員

- a 森林施業を実施するために必要な機械・器具の使用等に係る技術・技能を習得するための、現場における実技訓練及び講習を実施する。
- b 研修の期間は、年間100日以内とする。

（2）木材運搬等効率改善事業

木材の搬出や高性能林業機械の回送等を行う上で必要な準中型、中型、大型車両運転免許取得に係る経費の一部を助成する。

ア 事業の対象者

下記の要件を全て満たす林業事業体と雇用契約を締結（個人事業者の場合は下記の条件を満たしていること）している林業労働者であり、本事業により免許を取得した後、少なくとも5年以上林業に就業することが見込まれる者。

（ア）県内に事務所を有すること。

（イ）過去3年間に林業素材生産の実績があること。

（ウ）木材の搬出に使用されており、運転に際し準中型、中型、大型車両運転免許が必要となる車両を所有（リース契約等により一時的に保有している場合も含む。）していること、又は本事業活用後1年以内に所有する見込みであること。

イ 対象経費

準中型運転免許、中型運転免許、大型運転免許の新規取得に必要な経費（教習料、講習料、学科試験料、運転免許受験料）

ウ 助成の上限（対象者1名当たり）

準中型運転免許については6万円、中型運転免許については7万円、大型運転免許については13万円を助成の上限とする。

（3）雇用条件改善事業

林業労働者の社会保障を充実するため、林業退職金共済、社会保険（健康保険、介護保険、厚生年金）、林業労働者共済年金、林業労働者年末一時金への加入を促進する。

ア 林業退職金共済掛金助成事業

事業の対象者は、次の条件の全てを満たす者とする。

（ア）林業事業体が雇用する林業労働者であって当該年度4月1日から3月31日までの年間就労日数等が200日以上のものであること。

(イ) 林業退職金共済に加入後1年以上経過した者であって、かつ、加入期間が5年以内の者であること。

#### イ 社会保険料掛金助成事業（健康保険、介護保険、厚生年金）

事業の対象者は、次の条件の全てを満たす者とする。

ただし、年度途中で離職した者は補助対象外とし、1年未満の雇用契約であって次期の再雇用が書面上で認められる者は補助対象とする。また、対象者が所属する事業体は、雇用者の処遇改善のための取組を実施し、実績報告時にその内容を記載すること。

(ア) 林業事業体が雇用する林業労働者であって、当該年度4月1日から3月31日までの森林施業への年間就労日数（掛金対象日）が150日以上のものであること。（中途採用の場合は、森林施業への年間就労日数（掛金対象日）を就労可能日数（休日及び祝日を含む。）で除した割合が4割以上であること。）

なお、年間就労日数は、試用期間から社会保険に加入している場合、当該加入の日から起算することができる。

(イ) 他産業からの新規参入者又は新規学卒者で、雇用開始日から6ヶ月以内に社会保険に加入しており、雇用開始日から5年以内の者であること。

#### ウ 林業労働者福祉向上推進事業

林業労働者に対し、育成財団が取り扱う、林業労働者共済年金（以下「共済年金」という。）への加入を促進する。また、林業労働者に対し、林業労働者年末一時金を支給する。

(ア) 対象労働者

林業事業体が雇用する林業労働者

(イ) 事業の実施

a 林業労働者共済年金掛金助成事業

事業実施主体は、育成財団が定めた林業労働者共済年金制度掛金助成事業実施要領に基づき、本事業を実施する。

b 林業労働者年末一時金支給助成事業

事業実施主体は、育成財団が定めた林業労働者年末一時金支給助成事業実施要領に基づき、本事業を実施する。

(ウ) 助成の対象

賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、報酬、負担金及び補助金

#### (4) 鳥取県版緑の雇用支援事業

農林水産部長が別に定めるところによる。

## 2 林業技術・労働安全対策・経営支援事業

### (1) 安全衛生技能向上支援事業

#### ア 安全衛生技能講習支援事業

間伐作業等の技能者を育成・確保するため、安全衛生技能講習の受講及び開催を促進する。

(ア) 事業の対象者

林業事業体が雇用する林業労働者及び個人事業者

(イ) 補助事業の対象とする安全衛生技能講習等

林業架線作業主任者免許取得講習、はい作業主任者技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習、車両系建設機械運転技能講習、不整地運搬車運転技能講習、玉掛技能講習、高所作業車運転技能講習、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習、フォークリフト運転技能講習、機械集材装置の運転に係る特別教育、小型車両系建設機械運転特別教育、林内作業車を使用する集材作業に従事する者に対する安全衛生教育、トラクター等による集材作業の指揮者等に対する安全衛生教育、伐木等機械の運転の業務に係る特別教育、走行集材機械の運転の業務に係る特別教育、簡易架線集材

装置等の運転の業務に係る特別教育、伐木等の業務に係る特別教育、刈払機作業従事者安全衛生教育、ロープ高所作業の業務に係る特別教育、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う業務に係る特別教育の20種類のうち1種類以上の講習等とする。

(ウ) 助成の対象

受講については、受講料、テキスト代。

開催については、講師に係る謝金及び旅費、機械等レンタル料、テキスト代。ただし、当該講習等を修了又は合格した場合に限る。

**イ 林業技能検定支援事業**

林業労働者の技能向上と労働安全の確保、キャリア形成とそれに応じた処遇改善を促進するため、林業技能士資格の取得を支援する。

(ア) 事業の対象者

林業事業体が雇用する林業労働者及び個人事業者

(イ) 補助事業の対象とする技能検定の等級

1級、2級及び3級

(ウ) 助成の対象

学科試験及び実技試験の受検手数料、旅費（交通費、宿泊費。県外で開催される実技試験に要するものに限る。）。ただし、当該検定に合格した場合に限る。

**ウ 伐木等技能競技大会開催等支援事業**

伐木・運材の技能競技大会の開催支援や、林業労働者の世界伐木チャンピオンシップ(WLC)日本大会等への参加を支援する。

(ア) 伐木等技能競技大会開催支援

a 事業の対象

林業事業体が雇用する林業労働者が参加する伐木等技能競技大会

b 事業の内容

伐木等技能競技大会の開催を通じて、林業労働者の伐倒・運材技術（安全性、正確さ、効率性）を高めるとともに、モチベーションを向上させ、林業（伐倒・運材等）の安全性と生産性を高める。

c 助成の対象

賃金（参加者の賃金は除く。）、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

(イ) 世界伐木チャンピオンシップ(WLC)日本大会等への参加支援

a 補助事業の対象者

大会に出場する選手（林業事業体に所属する者又は個人事業者）

b 助成の対象

旅費（交通費、宿泊費）、送料、参加費

c 助成の上限

人当たり7万円とする。

**(2) 林業災害防止支援事業**

作業現場の安全確保と作業環境の改善を図るため、皆伐・間伐作業現場の整備・補修に必要な資材（コンクリート、砕石）の購入（調達）、蜂アレルギー抗体検査費等及び振動障害（白ろう病）特殊巡回検診の受診者への受診費用を支援する。

**ア コンクリート等資材購入（調達）費助成事業**

(ア) 補助事業の対象

次の条件を全て満たすこととする。

a 県内に事務所等を有する林業事業体、個人事業者、又は公益財団法人鳥取県造林公社であること。

b 本事業実施年度に皆伐・間伐作業に使用する土場、作業道、林業専用道であること。

c 当該事業が、国、県、市町村等による作業道舗装整備等に係る補助事業の対象と

なっていないこと。

(イ) 助成の下限

補助対象とするコンクリート又は砕石の使用量の下限は、1 施行地当たり 2 立方メートルとする。

**イ 蜂対策事業**

林業労働者の蜂刺され災害を防止するため、蜂アレルギー抗体検査の受診に要する経費、エピペンの購入に要する経費及び事業運営経費について支援する。

(ア) 事業の対象者

林業事業体が雇用する者、個人事業者、県が適切と認めた研修機関及び先進林業事業体等において研修を受ける者、公益財団法人鳥取県造林公社が雇用する者のうち森林調査を行う者

(イ) 助成の対象

賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

**ウ 振動障害（白ろう病）対策事業**

チェンソー・刈払機等の振動機械を扱う場面が多い林業労働者の振動障害を防止するため、特殊健康診断の巡回検診の受診費用の一部及び事業運営経費について支援する。

(ア) 事業の対象者

林業事業体が雇用する林業労働者、個人事業者、県が適切と認めた研修機関及び先進林業事業体等において研修を受ける者

(イ) 助成の対象

賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

**(3) 作業班長等実践力向上事業**

森林資源の状況や地形等の自然条件・社会条件に応じた作業システムを構築するとともに、それに対応したふさわしい現場指導ができる班長等を養成するための研修を支援する。

**ア 作業システム実践力養成研修支援**

(ア) 研修の対象者

林業事業体の雇用する林業労働者（班長クラスの者等）

(イ) 事業の内容

育成財団は、卓越した技術を持つ講師により、林業機械を使った現場研修と室内研修を行う。

**イ コーチング研修支援**

(ア) 研修の対象者

林業事業体の雇用する林業労働者（班長クラスの者等）

(イ) 事業の内容

育成財団は、卓越した技術を持つ講師による現場研修・室内研修を通じて、指導技術（コーチング能力）を養成する。

**ウ 安全に特化した林業研修**

(ア) 研修の対象者

林業事業体の雇用する林業労働者（班長クラスの者及び架線系作業予定者等）

(イ) 事業の内容

育成財団は、卓越した技術を持つ講師により、伐倒等訓練、架線系作業等の研修を行う。

(ウ) 助成の対象

賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

**(4) 森林施業プランナー育成事業**

施業の集約化による効率的な森林施業を促進するため、森林施業プランナーを育成する

ための研修の開催と受講を支援する。

#### ア プランナー育成研修開催支援事業

(ア) 事業の対象者

林業事業体の職員、林業労働者

(イ) 事業の内容

育成財団は、現場研修・室内研修を通じて、森林施業プランナーを育成する。

(ウ) 助成の対象

賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

#### イ プランナー育成研修受講支援事業

(ア) 事業の対象者

林業事業体の職員、林業労働者

(イ) 補助事業の対象とする研修等

林野庁等が開催する森林施業プランナーの育成に係る研修

(ウ) 助成の対象

受講料、テキスト代、旅費（交通費、宿泊費。県外で開催される研修に要するものに限る。）。

### 第4 事業実施計画書等の作成等

#### 1 林業災害防止支援事業（コンクリート等資材購入（調達）費助成事業）の場合

事業を実施しようとする者は、あらかじめ様式第1号による事業予定調書を作成し、所管の地方事務所の長に提出し、事業実施の適否、事業実施方法等について指導を受けるものとする。

提出の期限は、原則として当該年度の12月末とする。

### 第5 事業実施者の責務

#### 1 林業労働者の安全確保

本事業を活用する林業事業体は林業労働者に対し、チェーンソー防護衣等を必ず着用させるとともに、林業事業体内の全ての作業現場において「とっとり森林緊急通報カード」の運用を徹底させなければならないものとする。

#### 2 労働災害の報告

本事業を活用する林業事業体等は、林業労働者の労働災害（休業4日以上）が発生した場合は、労働安全衛生規則第九十七条第一項に基づく様式、様式第2号又はこれに準ずる様式により労働災害発生報告を速やかに地方事務所の長に提出するとともに、再発防止のための対策を講ずるものとする。

### 第6 県の助成

県は、本事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、補助するものとする。

#### 附 則

1 この実施要領は、平成29年3月23日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。

2 鳥取県森林整備担い手育成対策事業実施要領（平成14年7月24日付林第249号鳥取県農林水産部長通知）は、廃止する。

3 前項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までに交付決定した当該補助金については、なお従前の例による。

#### 附 則

1 この実施要領は、平成30年3月29日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までに交付決定した当該補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、平成31年3月26日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までに交付決定した当該補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、令和2年3月23日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和2年3月31日までに交付決定した当該補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までに交付決定した当該補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、令和4年3月23日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までに交付決定した当該補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この実施要領は、令和4年5月27日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

附 則

- 1 この実施要領は、令和5年3月16日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までに交付決定した当該補助金については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和7年10月1日から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和8年3月30日から施行し、令和8年度の補助事業から適用する。
- 2 改正前の鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業費補助金交付要綱の規定に基づき実施された事業については、なお従前の例による。

様式第1号（林業災害防止支援事業（コンクリート等資材購入（調達）費助成事業）の場合）

番 号  
年 月 日

地方事務所の長 様

住 所  
名 称  
代表者名

年度鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業予定調書

施 行 地					延 長 (m)	幅 員 (m)	コンクリート 等使用量(m <sup>3</sup> )	事業費 (円)	補助事業に要す る経費 (円)	備 考
番号	市町村	大 字	字	地 番						
計										

(注)

- 1 施行地ごとに一連番号を付し、施行地番号欄に記入すること。
- 2 施行地（土場、作業道、林業専用道のいずれかを示したもの）及び皆伐・間伐予定地等を示した施業図を添付すること。

完了予定年月日： 年 月 日

## 労働災害発生報告書

## 1. 被害概要

事業体名	名称： 所在地：
被災者氏名	氏名： (男・女)
年齢等	年齢： 歳 (経験年数 年)
負傷の程度	傷害部位： 傷害名： (全治 日)
休業日数	日程度

## 2. 労働災害概要

発生日時	年 月 日 時 分頃
発生場所	
従事作業種	
発生状況	
原因	

## 3. 安全管理対策

現在の安全管理対策 について	
-------------------	--

## 4. 事故防止対策

今後の労働災害防止 対策について	
---------------------	--

〔状況図〕 どのような状況で事故が発生したのか詳細を図示し、説明すること。

〔状況写真〕